

# 住民投票制度行政素案 主要論点(参考資料)

苫小牧市総合政策部  
政策推進室市民自治推進課  
平成26年2月

# 苫小牧市自治基本条例

## 目的

市民自治によるまちづくりの推進  
「市民であることが誇りに思えるまち」を築くこと

## まちづくりの基本原則

情報共有の原則

市民参加の原則 ← 住民投票制度も含まれる。

協働の原則

※ 条例の趣旨を最大限に尊重した市政運営

# 自治基本条例での住民投票

苫小牧市自治基本条例(抄)

(住民投票)

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

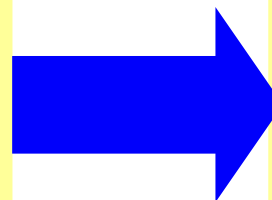
2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

※ 「市」→議会及び市長その他の執行機関

# 住民投票制度の意義・目的

市政の重要な課題に対する  
市民の意思を直接確認

住民投票による市民の意思  
を市政へ反映



公正で民主的な  
市政の運営

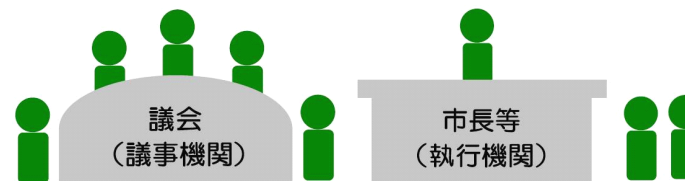
市民自治による  
まちづくりの推進

※ 市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要な課題については、市民全体の意向を的確に把握した上で、議会や市長が最終的な判断を行うことが必要である。



市民

自らの意思を示す手段



市民の意思を確認する手段

# 市民参加の原則

いかなる案件でも住民投票ではない。

まずは、多様な市民参加型の手法で解決するのが前提

## 広聴事業

まちかどミーティング、まちづくりボックス、  
市民の声の受付、市長Eメール、  
ふれあいミーティング、市政レポーター、  
市長出前講座、まちづくりトーク

出前講座、アンケート、  
会議の公開  
市民の声、要望書、  
平常時の業務における対応

## 市民参加条例

政策形成手続(審議会、説明会 など)、  
市民からの意見募集(パブリックコメント)、  
市民政策提案制度

十分な情報提供と活発な議論により、課題解決が可能な場合がある。

# 間接民主制（議会制民主主義）の補完

課題解決の全てを住民投票制度に委ねるのではない。

他の手法

選挙（議会制民主主義）、直接請求、住民監査請求、請願、陳情等

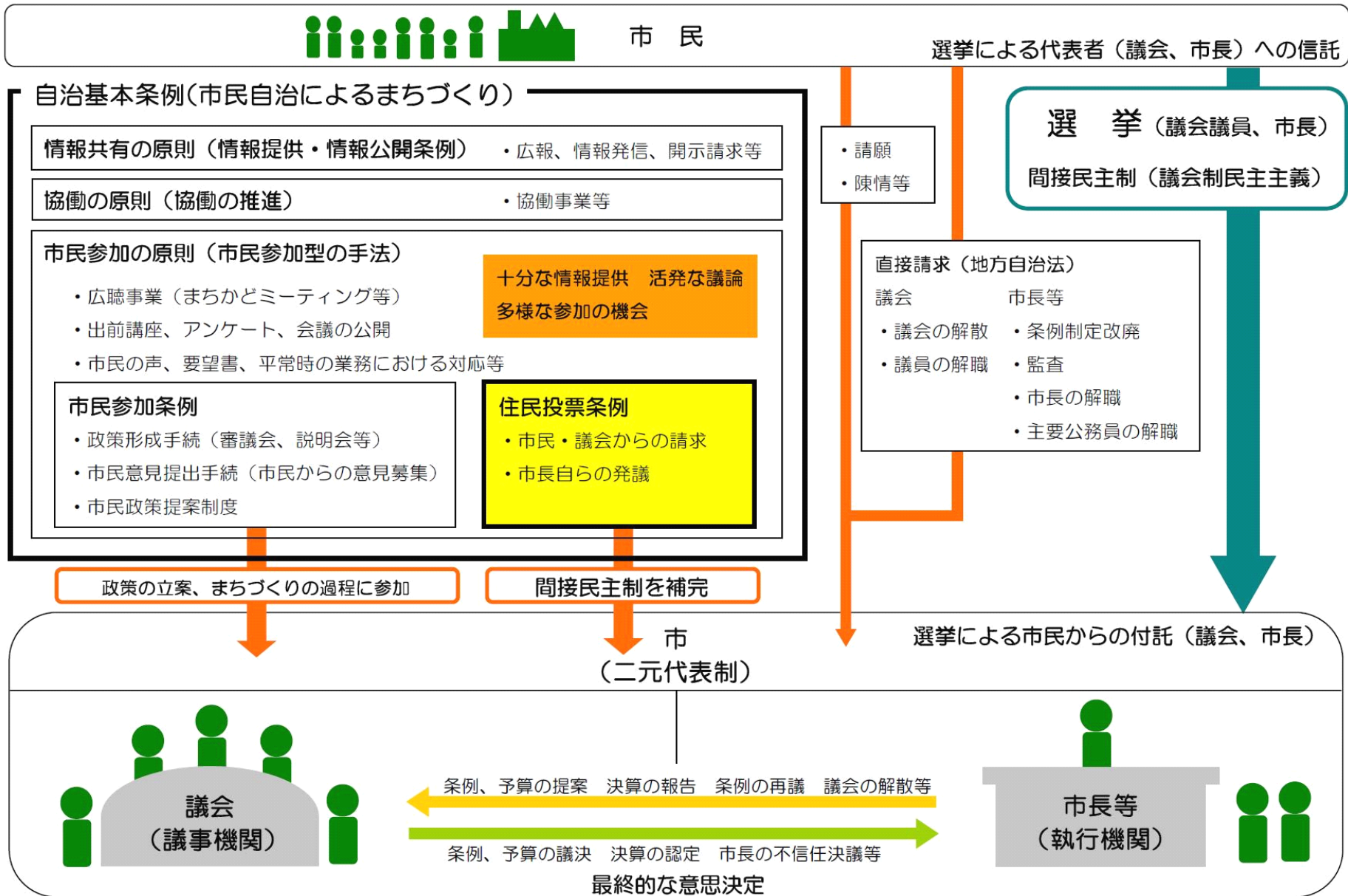
住民投票は、現在の地方自治制度の中で位置付けられる。

議会と市長との  
二元代表制による  
最終的な意思決定が前提

住民投票は、  
議会や市長の固有の権限を  
侵すものではない。

※ 住民投票制度は議会や市長の意思決定に市民の意思を反映させるための手段である。しかし、最終的な意思決定は、住民投票の結果を尊重した上で、議会と市長とがそれぞれの権限に基づき行う。

# 住民投票制度の位置付け（イメージ図）



# 住民投票の結果は生かされるか

- 苫小牧市自治基本条例により、投票の結果は尊重される。

(苫小牧市自治基本条例第6条第2項)

議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとする。

## 尊重義務

投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払うこと。

参考：群馬中央バス事件(最判昭和50年5月29日)

- 市民からの請求は、投票資格者総数の1/4の連署が必要であり、投票者総数の過半数の結果には相当の迫力がある。



# 住民投票ができる事項

## 市政の重要な課題

個別的、具体的な判断は、住民投票の請求を制限する方向ではなく、条文の規定に反しない限り、広く対象とする。

※ ただし、一定の事項については、  
住民投票の対象から除外

間接民主制を補完する制度

法令上の制度との整合性

投票の結果が及ぼす影響

などを考慮

# 住民投票ができない事項 (1)

## (1) 市の権限に属さない事項

- 市の権限に属さない事項は市が自ら実施主体となり得ず、また、自ら決定できない。
- 防衛、外交、経済政策等といった国の権限に属する事項については、市長が政策的に最終判断をすべき事項。
- 国政上の争点や他の団体が意思決定を行う事項については、住民投票の結果について市が最終的に責任を持つことが困難。
- 住民投票の結果により市としての姿勢を示さなければならなくなったとき、議会や市長はその結果を尊重した決定を行うことができないにもかかわらず、政治的責任については生じることが懸念される。

# 住民投票ができない事項 (2)・(3)

## (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

- 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項は、当該法令に基づく手続により住民投票を実施することができる。

## (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項

- 市の組織編成、職員の任免や指揮監督といった人事に関する事項、予算編成や執行といった市の内部管理に関する事項は、決定した政策を効率的、効果的、かつ、確実に執行するための長の執行権の前提である。

# 住民投票ができない事項 (4)・(5)

## (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項

- 特定の個人や団体、特定地域の市民といった特定者の権利に関することについて住民投票を実施した場合、多数の意見が少数の意見を封じ込めるおそれがある。
- 専ら特定の市民又は地域に関する事項については、市域全体と一部地域における投票結果が異なることも予想される。

## (5) 住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

- 住民投票に付することが適当でない事項をあらかじめ全て列挙することは困難。
- 不測の事態や現時点では想定されない事由が生じる可能性についても考慮。

# 住民投票の請求等

市民、議会、市長の3者について制度化



市民

投票資格者総数の  
1/4以上の連署



議会

議決事件  
(議員定数1/12、過半数議決)



市長

市長自身の判断

# 市民からの請求に必要な署名数

住民投票の投票資格を有する者の総数の  
4分の1以上の者の連署

高度の慎重性と厳格性

(市長選挙における当選者得票数と同程度の数)

- 拘束型住民投票に必要とされる署名数

(長の解職請求等に必要な署名数は、選挙権を有する者の総数は3分の1以上)

- 本市が想定するのは諮問型住民投票

# 住民投票の投票資格

**対象者** 日本の国籍を有する者 又は 永住外国人

**年齢要件** 年齢満18年以上

- 市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮
- 憲法改正の国民投票における投票権年齢、選挙権年齢、成人年齢の引下げの動向等を踏まえる必要性

若年層に対する政治的無関心の解消、  
教育的効果についての期待

**住所要件** 引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有すること

- 一定期間の居住、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要

# 「永住外国人」とは

外国人住民のうち

「永住外国人」に限り、住民投票の投票資格を有する者とする。

外国人住民

「永住外国人」

- ・ 永住者の在留資格をもって在留する者
- ・ 特別永住者

- ・ 外国人住民についても市との関わりにおいてまちづくりに関係する存在であり、まちづくりに参加することができる。
- ・ 外国人住民のうち「永住外国人」は、本市と特段に緊密な関係を持つに至った者であると考えられる。





## 住民投票制度の論点と考え方

詳しくは、

「住民投票制度行政素案」を御覧ください。

苫小牧市総合政策部市民自治推進課